令和８年（フ）第１４８８号
札幌市西区琴似４条４丁目２番８―101号
債務者　鈴木さくら
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７０号
北海道旭川市住吉４条２丁目３番22号　フロイデ環　105号室
債務者　佐藤　沙織（旧姓中野）
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５４号
釧路市鳥取南６丁目１番10号　１階
債務者　澤田　範子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５７号
釧路市文苑４丁目13番１号
債務者　工藤　宏輝
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１号
北海道根室市西浜町３丁目361番地
債務者　浅野　珠生
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第２７０号
盛岡市上田堤一丁目26番10号　セレノＩ103号
債務者　八重樫秀哉
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第４３号
山形県酒田市緑町13―37　介護老人保健施設シェ・モワ、住民票上の住所山形県酒田市広野字奥井250番地　高橋方
債務者　小松　利一
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第１５６号
群馬県高崎市山名町1631番地１　市住18棟1822号
債務者　山田　幸枝
1　決定年月日時　令和８年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１７３号
群馬県高崎市高関町519番地７
債務者　天田　誠一
1　決定年月日時　令和８年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１７４号
群馬県藤岡市本動堂403番地２
債務者　松川　久子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１０７５号
さいたま市緑区原山１丁目16番７号　202、旧住所東京都清瀬市松山２丁目４番10号　コンフォート清瀬105号
債務者　泉　早矢香（旧姓門明）
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０８９号
さいたま市北区吉野町１丁目356番地10　シティアビタ吉野205号
債務者　細田　安史
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０９７号
埼玉県久喜市吉羽１丁目24番地18　カーサビアンカ102号
債務者　松尾　銀河
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２４９号
さいたま市中央区本町東７丁目９番２号　与野ハイツ
債務者　室井　堅治
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３７８号
埼玉県吉川市吉川二丁目23番地13
債務者　藤代　美香（旧姓服部）
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４５７号
埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目343番地３　ｂ’ＣＡＳＡつくば八潮Ⅱ　ｒｅ―ｂｏｒｎ103、旧住所埼玉県八潮市大字大曽根148番地３リブリ・ヴィレッジ103
債務者　鈴木　真輔
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４８８号
埼玉県春日部市粕壁東６丁目14番10号
債務者　中村　剛生
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係